

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和五年八月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年七月二十六日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳八百七十七ー七及び八百八十六ー四並びに八百七十六ー一、八百七十七ー一、八百七十七ー三、八百七十七ー六、八百八十五ー二、八百八十五ー五、八百八十六ー二及び八百八十六ー三の各一部並びに八百七十六ー一、八百七十七ー一、八百七十七ー三、八百七十七ー六、八百七十七ー七、八百八十五ー二、八百八十六ー二及び八百八十六ー四の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百七十六ー四、八百八十六ー五、八百八十七ー四、八百八十七ー六及び八百八十八ー四並びに八百八十六ー三及び八百八十八ー二の各一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	七十二・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・二

指定番号			
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号		
指定の年月日	令和五年七月二十六日		
指定に係る道路の位置	埼玉県飯能市大字双柳八百八十六―七並びに八百八十五―二、八百八十六―二及び八百八十七―三の各一部並びに八百八十五―二、八百八十六―二、八百八十七―二、八百八十七―七及び八百八十七―三の各先	埼玉県飯能市大字双柳八百八十七―一、八百八十七―十二、八百八十七―十三及び八百九十四―十六	埼玉県飯能市大字新光五十五―二の一部並びに五十三―二、五十四―二、五十四―六、五十五―一、五十五―二、五十五―四及び五十六―一の各先
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二十・〇	三十四・〇	七十・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇	四・〇	六・〇